

協同組合通信

平成 27 年 12 月 No.009

皆様、日ごろより当組合の運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
協同組合は組合員の皆様のお役に立てるような活動をしていきたいと考えております。今後とも、
ご指導ご支援の程、よろしくお願いいたします。

1・ミニ研修会報告

【「神経内科疾患に関わる鍼灸治療」】



7 月 5 日に「神経内科疾患に関わる鍼灸治療」の講習会が当会事務所にて
行われました。

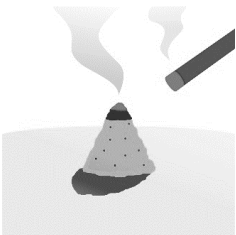
講師は、この道50年になる、千葉大学医学部非常勤講師、いのはな鍼灸院院長の村上えい子
先生にお願いしました。

講義の前半は、先生が50年の間に、経験された疾患を元に、その見方、対処法等を、話されま
した。

「おかしい」と思った人は、かかえこまない。といった基本的なことから、各々の症例報告まで、
多くの臨床をこなされてきた先生として私たちの日常の臨床にも役立つ貴重な症例を教えていた
だきました。

一つ一つの詳しい報告は、省かせていただきますが、印象的だったことは、「鍼灸の治療によっ
て患者様の自然治癒力を生み出すように治療すること、つまり患者様の状態に合う刺激を与える
ことが大切です。虚・実・補・寫の関係が大事です。」と、おしゃっていた事でした。

ベットに寝かせて、まず頭を見る。へこんでいないか、ぷよぷよではないか…。等(気の減退を
あらわす)。気の減退は、百会に置鍼し、腹を見る。冷えていないか、心下、肋骨弓、下腹部等、固
いところはないか、足はむくんでいないか…。といった注意点、また、「いらした方の自律神経の
調子が悪いのでは…。」と、思った時には手のひらを触てみる。といったことまで、まさに、目から
うるこ…。といった状態でした。



そして、実際には、先生はおきゅうを多用されているようでした。上級もぐさ
を使い、大きく、米粒くらい、ほとんどひねらず、そのままふわりと皮膚の上に
置き、3~5分(ぶ)くらいでとりあげていました。その後、実習をしましたが、ふ
んわりと温かさが浸み込み、とても気持ちのいいものでした。

今後も研修会等、続くことと思います。一つの研修会で、何か得る物が、一つでもあれば、いいのでは…と思います。時間が、作れるならば、参加してみませんか？
御検討下さい。

(公益理事 総務部長 椎名喜代美)

【「地域包括支援センター 支援専門員が考える鍼灸マッサージ師の役割」】

11月1日に「地域包括支援センター 支援専門員が考える鍼灸マッサージ師の役割」の講習会が当会事務局にて行われました。

講師は、木更津市西部地域包括支援センターで介護支援専門員、鍼灸マッサージ師の資格もお持ちの近江知子先生です。

私達にとってケアマネージャーとの連携はより患者さんのニーズに応えるため、そして新たな患者拡大に向け重要であります。ということから今回特別にミニ研修を開催させて頂きました。

講師は病院内 理学療法科、訪問マッサージ、デイサービス機能訓練、認知サポーターの経験もあることから具体的なアドバイスがあったので簡単に報告いたします。



【営業・アピール】

訪問マッサージの営業先…包括から要支援の患者は紹介しない、居宅支援に行ったほうが紹介してもらえる。

営業で無料体験をケアマネにしてもらおう…例えば肩甲帯のマッサージと運動して肩の可動域が変化することなどをアピールする。マッサージだけでは「気持ち良いですね」で終わってしまう。効果を強調

訪問マッサージ+出来る事をアピール…患者さんの環境整備(ベッド、手すり、動き方などをアドバイスし介護量の軽減)患者さんの環境に身近な存在だから気付いてあげられる。

訪問リハと役割分担…機能訓練(歩行など)はPTに、そこまで状態を持っていくのが私達。循環改善や筋肉を和らげる、また日常生活に何気ない動きを促して行く(ちょっとだけ立ってみましょうか？少し動かしてみましょうか？)

【ケアマネとの連携】

宣伝・・・営業ツールがわかりやすいもの(金額、時間、何ができるなど)

報告・・・ケアマネは患者さんの事を把握しておきたいので日時、料金、施術によって変化した点、また患者さんの言葉などを報告するのも良い

専門的な数字はわからない(MMT や検査)パッと見て分かりやすいコメントなどが良い

【鍼灸マッサージ師に期待する点】

今後地域包括ケアシステムの中で是非、地域で介護予防体操の指導などとして欲しい

最近の傾向はリハビリや運動の希望が多い、鍼灸マッサージ師にも最低限、可動域訓練や座位訓練が出来るが良い

自分の治療方法中心ではなく、患者の環境や状態に合わせた施術や接客をしていく。(認知症など)

以上は主だった内容になりますが、現在の高齢化社会の中で仕事をしていくためにはこのような方達の意見を取り入れて貢献していきたいと思います。



当会もすでに介護予防運動指導者講習が毎年行われております。また、すでに地域住民に向け介護予防の取り組みを行っている支部もあります。是非そうした研修にも参加していただき、新たな発展に繋げていただきたいと思います。

(公益理事 青年女性部長 光田幸子)

2・療養費保険について

協同組合では、施術された組合員の皆さまへの入金などが滞らないように、療養費施術に関わる保険者への書類申請には確実、適正な書類申請のために書類のチェックを行っております。組合員の皆さまには、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

直近3ヶ月(9~11月)のの往療費の返戻理由をリストアップしました。

- 負担金割合の相違・・・28%
- 資格喪失・・・16%
- 被保険者番号・保険者番号の相違・・・9%

返戻理由の上位3つは、保険証関連のものでした。

保険証の更新時や、お誕生日、ご本人や家族とのおしゃべり、ケアマネジャーさんや介護職の方などとの情報交換のなかで保険証が切替わりそうな情報があったら、必ず保険証を確認するようにしてください。

また保険証のコピーを事務局に送っていただければ、事務局でも確認いたします。

組合員の皆さまには「鍼灸マッサージ管理システム」という療養費支給申請書作成ソフトも、ご利用できるようになっております。適正な申請書作成のための様々な機能が搭載されているソフトですので、皆さま是非ご活用ください。

3・マイナンバーについて

12月4日の午後、「マイナンバー制度」についての研修会が、当会事務局にて行われました。講師は千葉市中央区にある浅山社会保険労務士事務所の浅山雅人様です。(午前中は地域代表者会議が開催され、各地域の発展や活動の活発化を目的とした話し合いが行われました)

既に通知カードが届いている方も多いかと思いますが、来年1月から「マイナンバー制度」がスタートいたします。制度の概要や、導入に向けたスケジュールや今後の展望など、個人事業主や中小企業経営の我々の目線から、講義を行っていただきました。

講義後の質問では「外部委託契約ではないトレーナー派遣にマイナンバーは必要?」「金融機関へのマイナンバー申請義務は?」など様々な質問も出されました。



協同組合では社会情勢や制度の変化に応じて、組合員の皆さまのため技術講習や治療院経営などのためになる研修会を企画しております。「こんな研修会、勉強会を開催して欲しい!」などご希望がありましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

協同組合は、理事、事務局一体となって、組合員の皆様の支えとなれるよう活動しております。お仕事をするうえで疑問やお悩みがございましたら、是非、事務局までご連絡、ご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。

【千葉県鍼灸マッサージ協同組合 事務局】

電話:043-301-3489 FAX:043-301-3499 メール:info@harikyumassage.jp